

津波記念碑の書法及び受容意識に関する調査研究

大 池 茂 樹
齋 藤 平

緒言

筆者らは三陸地方沿岸に分布する津波記念碑の成立と今日的意義を広く言語表現研究の立場から明らかにするという目的で共同研究を行った。第一章では大池茂樹が書法の考察を行い、第二章では齋藤平が意識調査の報告を行う。

第一章 三陸海岸津波歌碑の書法 —石黒英彦岩手県知事の歌碑—

一 はじめに

平成十六年八月四日から六日の二泊三日の旅程で岩手県三陸海岸沿いを調査した。東北地方の三陸沿岸は地震による大

津波がたびたび襲来したことで有名である⁽¹⁾。明治以降も三回の大津波を観測している。明治二十九年（一八九六年）六月十五日には、三陸沖のマグニチュード八・五の地震で最大三八・二メートルの波高、昭和八年（一九三三年）三月三日には、これも同じく三陸沖のマグニチュード八・一の地震で最大二八・七メートルの波高、昭和三十五年（一九六〇年）五月二十四日には、遠く南米のチリ沖地震の余波により五（六）メートルの津波の襲来があった。いずれも家屋の流失全半壊、船舶の破損、死者行方不明者を数多く出し、惨憺たる被害をもたらしたものである。

私の担当は、齋藤平氏との共同研究で、昭和八年に襲った津波の被害を記念して、一年後の昭和九年三月三日に建てられた石碑のうち、当時の岩手県知事石黒英彦氏の筆による歌碑を索訪し、書法的に考察するためのものである。齋藤平氏は先行する論文において津波をあらわす方言を考察する中で、三陸沿岸の津波記念碑を四つの類型に分類している⁽²⁾。

- ① 慰靈型
- ② 教訓型標語系
- ③ 教訓型か条系
- ④ 祈念型

このうち、石黒知事により揮毫された歌碑については④の祈念型に分類し、釜石市本郷に建てられたものを紹介している。したがって、私は石黒知事による歌碑索訪を目的とするため、それ以外の津波碑には言及しないものとした。今回の調査において、石黒知事の筆跡による歌碑を三基（久慈市一基、釜石市一基）認めた。なお、調査の旅程は次のとおり。

第一日 久慈市

第一日 野田村、普代村、田野畠村、岩泉町、田老町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市

第二日 花巻市

二 石黒知事の歌碑

第一日目は午後一時、花巻空港に降り立つ。レンタカーにより一路岩手県北部に位置する久慈市へ直行。市内の津波記念碑を搜索したが、幸いにも麦生区域内の公民館横に石黒知事の筆跡による歌碑に遭遇。早速碑石表面（碑陽）を拓本に採つた。^{図1}碑陽には朝日新聞社の社旗の下に「昭和八年津浪記念碑」の題字が右横書き二行で揮毫され、その下に、

大津浪 くゝ里てめけぬ 雄心もて 以左追ひ進み 参る
上らまし



図1 久慈市麦生歌碑拓本

津波記念碑の書法及び受容意識に関する調査研究（大池・齋藤）

日新聞社からの義捐金によるもので、津波被害の後まもなく揮毫されたものと思われる。この同じ歌による歌碑を今回の調査で三基発見したが、今後の調査で一基でも多く見つけたいものである。

三 石黒知事の直筆

第二日目は朝から久慈市内の宿泊所を出て、三陸沿岸の国道四十五号線を南下し、田野畠村へ向かった。石黒知事の筆になる掛け軸^{図2}が同村立沼袋小学校にあるということである。小学校訪問時間までの調整のため同村民俗資料館に立ち寄った。津波に関する展示資料は見当たらなかつたが、江戸末期の百姓一揆の資料が所狭しと陳列されており、同村の歴史への理解が深まつた。さて、沼袋小学校を訪れ、早速に掛け軸を拝察。

陸と海 住む里字は ことなれと 伊乃知かよへり 同し村ひと



図2 沼袋小学校
掛け軸

と二行書きでしたためられている。その左下に「英彦」と署名し、まさしく久慈市麦生の津波歌碑と同筆の筆跡と認めた。その款記には、

紀元一千五百九十三年六月 津浪復旧状況視察の為沼袋に立寄りたる記念として

と添えられており、皇紀一五九三年すなわち昭和八年の六月に津波復旧状況視察のため三陸沿岸地方を巡回中、沼袋に立

ち寄った時の記念として詠じられ揮毫されたものであることが明記されている。この掛け軸については、平成十五年（二〇〇三年）三月三日の「岩手日報」紙に紹介されている。昭和八年当時、沼袋小学校の教師で歌人の西塔幸子氏の短歌に対する返歌として詠まれ、一丸となつて復興に当たる村民を励ましたものということである。津波歌碑とほぼ同時期の肉筆として価値のある資料である。

石黒知事の略歴については、『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会 平成十四年五月刊）を参照したので、ここに記す。

石黒英彦（明治十七年十二月二十日～昭和二十年六月二十一日）

広島県出身 文部官僚

広島中学、三高

明治四十三年 東京帝国大学卒業

明治四十四年 文部省維新史料編纂事務局書記

大正二年 文部属・普通学務局

大正五年 兼内務属・地方局

同 秋田県理事官

大正七年 群馬県視学官

大正八年 朝鮮総督府江原道第三部長

大正九年 平安北道第三部長

大正十年 同警察部長

大正十一年 朝鮮総督府内務局地方課長

大正十二年 欧米各国へ出張

昭和二年 台湾総督府文教局長

昭和四年 同内務局長

昭和六年 奈良県知事

同 岩手県知事

昭和十二年 北海道庁長官

昭和十三年 文部次官

昭和十四年 依願免本官

昭和十七年～十八年 大政翼賛会鍊成局長

広島県出身で東京大学を卒業後、文部官僚として、秋田県、群馬県、朝鮮半島、欧米、台湾へ赴任。昭和六年に奈良県知事となり、同年岩手県知事となっている。昭和八年の大津波に際しては、県民の代表として内外の折衝に奔走したことであろうし、この掛け軸が書かれた六月に県内各地の被災地を視察したものとみてよいだろう。

四 石黒知事の書法

第二日午後、釜石市の盛岩寺を訪れた。境内には明治二十九年の「海嘯記念碑」と並んで石黒知事の筆になる昭和八年

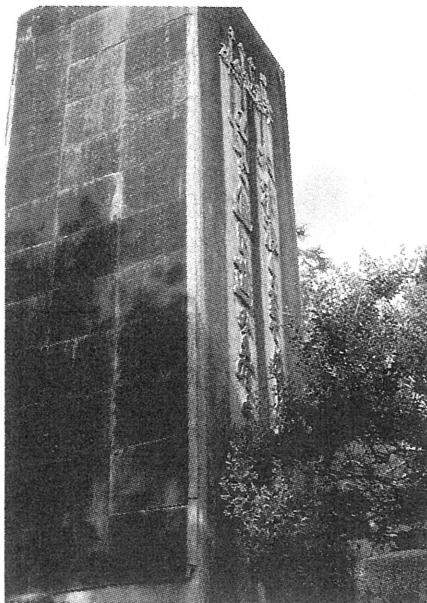


図3 釜石市盛岩寺歌碑



図4 釜石市歌碑

の津波歌碑^{図3}がそびえ立っていた。この碑は石製ではなく、高さ四メートルあまりのコンクリート製で、四面の塔の形を呈しており、かなり大きなものである。正面の碑文は石黒知事の歌の文字を一字一字にして鋳銅でかたどつたものが浮き出し（陽文）形式で嵌めている。当初は石黒知事の揮毫した短歌原稿は一枚で、その同一原本を使用して複数の歌碑を製作したものではないかと推測しているが、先の久慈市の歌碑の文字とは明らかに異なるものであった。一碑ごとに同じ短歌をそれぞれ揮毫したもののがもう一基あると聞いたが、発見できなかつた。

その後釜石市に入り、先の齋藤平氏の論文の中で紹介されていた歌碑^{図4}も確認した。国道沿いにあり、三メートルほどもある大型の石碑であった。これも文字は別の筆跡であるが、同様のかな文字遣いでいたためられたつた。

さて、今回の三基の津波歌碑および掛け軸を書道作品

として見た場合の石黒知事の書法的特徴についてふれておこう。

- 歌碑最後の「し」字の払い上げの長く力を込め怒張した筆法は、三基ともに共通する。
- 「津」「浪」「雄」「追」など漢字の結構の特徴として、偏と旁を狭く接近させていける点が特徴である。これは、掛け軸の「陸」「海」「住」にも見ることができる。この懐の狭い字形構成は、変体仮名についても言えることである。
- 歌碑の「以」「左」掛け軸の「伊」がそれである。
- 「ひ」字については、歌碑、掛け軸ともに最終画を低い位置に小さくかぶせるように打つ書き癖の筆法で、非常に独特である。

- 歌碑の「め」「ぬ」掛け軸の「海」字の旋回線の運筆のリズムに共通する書法的特徴が見られる。
- 署名の「英彦」の筆跡も、「英」字の結構、「彦」字の第六画目の左払いの湾曲に共通した特徴が見られる。
- 運筆には自信と確固たる信念があり、強い個性が表出されている。

掛け軸については、石黒知事が視察先の沼袋で即興的に揮毫した点では、下書きも練習もない卒意の書と言える。それだけに、作品全体の構成、つまり章法において次のような欠点があることは否めない。

- 一行目の「字」字までが行が左へ流れ、逆に「は」字以下で行の中心線が右にずれている。
- 一行目の「里」と「字」の字間の空きと、二行目の「り」と「同」の字間の空きが同じ高さに位置し、作品の上半分と下半分に断絶がある。

- 「いのち」を変体仮名で大きく「伊乃知」と強調しているが、気負いが勝りやや調和に欠ける。

しかし、陶芸家であり書道にも造詣の深かった北大路魯山人（明治十六年～昭和三十四年）によれば、昭和初期当時の毛筆による揮毫において、相当の見識のある人物であっても、遠慮したりしりごみする者が多かつたことを指摘している⁽³⁾ので、石黒知事が即興で揮毫したことには、書法への相当な自負が感じられるものである。これは、朝鮮半島や台湾への赴任の体験が後押ししていると考えてよいのかも知れない。中国などでは大勢の観客の前で堂々と席書するという習慣があるからである。むしろ、石黒知事の書を書道の作品として見た場合、即興書きということもあり、魯山人の言うところの、巧まない自然な運筆がなされているといえよう。やはり石黒知事の書は、書家の書ではなく文人の書に属するものといつてよいであろう。

この日は岩手県の南部の大船渡市まで車を走らせたが、日暮れとなり花巻市の宿泊所へと向かった。

五 おわりに

第三日目は午後三時の便で花巻空港から名古屋空港へ。津波歌碑の索訪はできなかつたが、午前中に宮沢賢治の生家、新渡戸稻造の記念館、野村胡堂あらえびす記念館、南部杜氏伝承館などを訪れ、東北地域の風土に触れることができたのも一つの収穫であった。

今回の研究では、昭和初期の書道界の事情ならびに漢字かなまじり書の状況についてまでは詳しく述べることができなかった。また、石黒知事とほぼ同年代の文人に会津八一（明治十四年～昭和三十一年⁽⁴⁾）がいる。石黒知事が短期間ではあるが知事として赴任した奈良県にこの会津八一はゆかりがあるので、これらについては次稿に譲ることとする。

津波記念碑の書法及び受容意識に関する調査研究（大池・齋藤）

注

(1) 岩手県釜石実科高等女学校教諭の大垣春吉編輯『三陸海岸大海嘯印象記』(昭和八年十二月二十日 校友会発行)には、貞觀十一年(八六九年)以降、昭和八年まで十一回の津波の被害記録を一覧している。

(2) 皇學館大学文学部紀要第四二輯「津波記念碑の分類と分布—三陸地方を中心として—」(平成十五年十一月)この中で、当時の建碑事情について、朝日新聞社からの義捐金によることが詳しく述べられている。

(3)『魯山人書論』能書を語る～書の技巧と内容(昭和九年)

(4) 歌人で英文学者、東洋文化史家、書道家。美術史において奈良の古寺を巡遊し、『法隆寺・法起寺・法輪寺建立年代の研究』を著し文学博士となる。(昭和九年)

(大池茂樹)

第二章 津波記念碑の受容に関する調査報告

一 建碑事情その後

(一) 教訓型か条の原案

筆者は拙稿において、三陸地方沿岸の津波記念碑の建碑事情について考察した。その中で教訓型のものについて義援金のとりまとめと配布を行った朝日新聞社の意向が動いたのではないかと推定したが、その後、教訓型にするよう提案した人物の記述を見出した。その人物は今村明恒氏で、當時地震学の権威であった。以下引用する。

土佐においては溺死者の多く漂着した高処に供養の記念碑を建てかねて津浪除けの指標とした。これは今日尚沿岸各地に保存されてゐるが、安政の地震津浪の時は居民は地震を感じるや否やこの指標以上の高地へ逃げそこに一時余り辛棒して居た為め幸に遭難者を出さなかつたといふことだ。大阪に於ても同じ機会に建てた津浪の記念碑が今尚残つてゐるが、此處ではそれがうまく利用されなかつたと見え安政に於ても寛永同様の被害があつた。此の度の三陸津浪(筆者注・昭和八年)に於て東京、大阪朝日新聞社が取扱つた義捐金は二十万円に及んだ。其の大部分は罹災者に贈られたが一部は右に記した様な記念碑を建てる資に充てることになり碑面に刻む注意書の草案を求められた。但し其の文案は標語的のものたるを要すとのことであつた。それに対しても余は次の通り答へた。

一、住宅、学校、役場などは津浪の来る水準以上の高処に建てよ。

二、長く大きく揺れる地震は津浪の警報と心得、地震後十五分から一時間までは安全地帯を離れるな。

三、津波に追はれたら近くの高地へ避け、若し平地であつたら浪を後にして逃げよ。

右の備考として次の説明を加へた。即ち第一項に就いては事務所、倉庫、納屋等海浜の危険区域に建てるなど止むを得ざる場合有りとするも住宅は必ず高地に建てるべく又津浪の来る最高水準は明治二十九年と今回の場合とに鑑みて定めることとなし、記念碑は其の水準線上に建てる事にする。此の為に場所を開拓し直通の道路を設ける必要の生ずる場合もあるう。

第一項につきでは三陸津浪の特徴として津浪の最初の来襲は二十分乃至五十分の間と見做し得られる。問題の地震に出会つたら早く避難すべきであるが、然しながら余りに慌てて火の用心を忘れてはいけない人と場合によつては重要な物品を安全地へ移す余裕があるかも知れない。津浪は引潮で始まるからそれを警戒すればよい。但し稀にはさ

し潮で始まる場合もある。

第三項につきては海岸村落の常として道路が多く海岸線に平行について居るため津浪の接近を見乍ら徒らにこの道路を走つて避難した人もある。斯る危険を除くため安全地への近路を予ねて用意しておく必要がある。突差の場合道なき処を走る位の覚悟は有つて居なければならぬ。

この記述において今村氏が記念碑の教訓型か条系の文案を草したことが知られ、それに従つて、つぎの岩手県上閉伊郡岩泉町小本茂師ほかに建てられた記念碑の条文が刻まれたと考えられる。

一大地震の後には津浪が来る

一地震があつたら高い所へ集まれ

一津浪に追はれたら何處でも

此の位の高い所へ逃げろ

一常に近くの高い所を用意して置け

条文そのものは地域によつて差異があり、住民の意思が働いたとみることができる。この小本の場合、第三条にある「此の位の高い所」というのは津波到達の最高水準を経験則から割り出し、その位置に碑を建てておけば津波被害を受けない指標線になるという意味であったことがわかる。これは、土佐で津波除けの指標として記念碑が用いられたという点に着目した今村氏の発案であろう。供養的性格の強い記念碑と異なり、昭和八年の津波記念碑は指標という意義からもひ

とびとの目に付きやすい場所に設置され、また、そこが経験則に基づく安全地帯であることを示している。⁽⁷⁾
そして、こうした教訓型記念碑となつたのはやはり新聞社の意向によるものであつたことは「但し其の文案は標語的のものたるを要すとのことであつた」という一文でそれを確認することができよう。

(二) 記念碑の追加建立

今回の調査で、昭和八年から実に五十年を経て建立された大船渡市三陸町中村のものを見出した。これは教訓型か条系の碑で碑文はつぎのとおりである。

一大地震の後には津浪が来る

一地震があつたら高い所へ集まれ

一津浪に追はれたら何處でも此所

一位の高い所へ上れ

一遠くへ逃げては津浪に追付かる

一近くの高い所を用意して置け

一縣指定の住宅適地より低い所へ

一家を建てるな

碑陰は「三陸津浪受難者供養碑」となつており、他地域が被害の状況をそれが人的被害であつても統計的に記述してゐるのに過ぎないので対し、個人名を掲げて慰靈している点に特徴がある。この碑の建碑事情は片山三郎氏の「三陸津浪を振

り返つて」に詳細に記述されている。浦浜では人的被害も他村（甫嶺や崎浜）に比して小さいものではなかつたにもかかわらず義捐金による建碑が行われなかつた。そこで昭和八年の三陸津波五十年を記念して自ら碑を建てることになつたといふ。本来、碑が建てられて然るべきはずが遗漏があつて実現しなかつたものを半世紀後にようやく完成させた住民の気持ちは決して津波被害を風化させてはいらない。昭和五十七年という時期にあっても他村と同様に歴史的仮名遣いで記述されていることはその建碑への気持ちが昭和八年以来ずっと保持されてきたことを物語つてゐる。あわせて、条文の第五条は他の地域のものには見られない現代的な記述内容のものである。

(三) 沿袋小学校の軸

さうに、釜石市小白浜の盛岩寺境内と釜石市本郷（いづれも旧唐丹村）に建てられている石黒英彦氏の揮毫による歌を刻んだ記念碑（祈念型に分類）に関連する資料を調査する機会を与えられた。これは第一章でも取り上げられているが、田野畠村立沿袋小学校にある

陸と海 住む里山は ことなれど いのちかよえり 同じ村人

という昭和八年当時岩手県知事であった石黒氏の歌である。沿袋はやや山沿いにあって津波の被害を直接受けることはなかつたが、沿袋小学校に勤務していた歌人の西塔幸子とその夫で校長の西塔庄太郎らが小学校を開放し、避難してきた海岸部の村人の救援にあたつた。その沿袋の人々の思いやりのようすを被害状況の視察に訪れた石黒知事が昭和八年六月に歌つたものである。この歌の軸に記された文字と碑面の文字とはまさに同人の手になることは疑いなく、署名も「英彦」の独特の字形となつている（第一章参照）。

このことから推して久慈市麦生や釜石市の場合も同様の揮毫があり、それによって碑を建てたと考えられる。

二 聞き取り調査

(一) 岩手県釜石市本郷

本郷での聞き取りは、「大津波 くゝりてめけぬ」の記念碑の建碑事情と地域の人々の碑に関する意識を尋ねた。

まず、建碑事情については七十年前のことであり、古老であつても当時は子どもであつたために詳しいことはわからぬということであった。知事の揮毫による歌はどうにして受け取られたのかについては今日にいたる伝えはない。一方、碑に関する意識は強く、写真を提示すれば八五・七パーセントの人がその場所を指し示すことができた。また、港の東に大防潮堤が築かれており、その南隅に明治二十九年の津波記念碑があることも教示された。当該碑は近年、陰刻文字部分を白く塗り、読みやすいようにした形跡が認められた。これらのことから記念碑に関する意識は強くその意義は十分果たされていると考えてよい。

(二) 宮城県本吉郡唐桑町越只

記念碑は「地震があつたら津浪の用心」の教訓型標語系のものである。こちらも建碑事情については詳しいことは言い伝えとして残されていない。

碑の存在 자체はちょうど道路沿いの目立つ場所に建てられてゐるため知る人が多く、八八・八パーセントが場所を指摘できた。ただし、碑の位置が水準線であることを指摘した人は〇パーセントだったのでその本来的な意義が継承されていないということがわかつた。昭和八年当時であれば大きな意義を有していた記念碑もその後の防災対策やわかりやすい標識・警告板の発達によつて次第に存在が文化財的な位置へと変化しているのかもしれない。

津波記念碑の書法及び受容意識に関する調査研究（大池・齋藤）

三 まとめ

建碑事情については今村氏の草案や新建碑の存在などいくつかの新しい情報を得ることができたが、意識調査については調査方法の検討が課題として残った。

注

- (5) 齋藤平「津波記念碑の類型と分布」（皇學館大学文学部紀要四一、平成一五年一二月）
(6) 今村明恒氏「地震漫談」（大垣春吉編『三陸沿岸大海嘯印象記』、岩手県美科高等女学校校友会、昭和八年一二月）

(7) 釜石市平田町の碑は現在地に移設されたものでかつては海岸近くに建てられていた。最初に建てられた場所は明治二十九年の津浪のとき多くの犠牲者の遺体が流れ着いた所と言い伝えられている。内容は明治二十九年の碑の復刻というもので、昭和三十二年に摩滅が激しくなったので新たにそれを刻み教訓とするという形式をとっている。

なお、釜石市の津波記念碑については『釜石市文化財調査報告書集第十三集』（昭和五七年六月）が詳しい。

(8) 片山三郎氏「三陸津波を振返って」（三陸町老人クラブ連合会編『被災者体験 津波の思い出』、平成四年七月）。なお、石材そのものは当時届いたものという。また、所収書巻頭には各地の記念碑が掲載されている。

(9) 本稿入稿後、首藤伸夫氏「昭和三陸津波記念碑—建立の経緯と防災上の意義—」（津波工学研究報告一八、平成一三年一月、東北大工学部災害制御研究センター）に建碑事情に関する詳細な研究があることを知った。ここでは今村氏の標語選定への関わり方など建碑事情や義捐金の配分などが詳しく述べられている。また、北原糸子氏「東北三県における津波碑」（同）にもその定量的研究があり、碑面刻字内容の分析が詳しく述べられている。

（齋藤 平）

結 語

以上、津波記念碑に関する調査を建碑事情を中心に行つたところ、いくつかの知見を得ることができた。残った問題についてはさらに調査と考察を進めてゆきたい。

謝辞 本稿を成すに当たっては、岩手県田野畠村立沼袋小学校長圃田清和先生を始めとする先生方、岩手県釜石市立図書館、同市本郷のみなさん、宮城県本吉郡唐桑町議会副議長加藤宣夫先生及び同町のみなさんに協力を得ました。ここに記して御礼申上げます。

付記 本稿は皇學館大学平成十六年度特別研究費「津波記念碑の社会言語学的研究及び書学的研究」（研究代表者・齋藤平）の研究成果の一部である。